

平成27年度第4回喜多方市総合教育会議議事録

1 日 時 平成28年2月8日（月）午後1時29分～午後2時06分

2 場 所 喜多方市役所 第3委員会室

3 出席者

(構成員)	市 長	山 口 信 也
	教育委員会委員長	関 口 高 志
	教育委員会委員長	山 口 良 子
	職務代理者	武 藤 修 吉
	教育委員会委員	遠 藤 一 幸
	教育委員会委員	芳 賀 忠 夫
(事務局)	企画政策部長	遠 山 権 司
	企画調整課長	渡 部 孝 一
	企画調整課長補佐	大 瀧 浩 信
	兼政策調整室長	生 江 紀 彦
	企画調整課主査	外 島 正 弘
	教 育 部 長	大 塚 哲 弥
	教育総務課長	佐 藤 寅 記
	学校教育課長	山 口 浩
	学校教育課主幹	原 恵美子
	生涯学習課長	武 藤 孝
	文 化 課 長	鈴 木 善 信
	中央公民館長	

4 協議事項

(1) 喜多方市教育大綱（案）について

5 内 容

○遠山企画政策部長

皆さんこんにちは。

若干時間早いのですが、皆様おそろいですので、ただいまから平成27年度第4回喜多方市総合教育会議を開催いたします。

初めに、市長からご挨拶を申し上げます。

○山口市長

改めまして、こんにちは。

本日は、第4回目となる喜多方市総合教育会議を招集いたしましたところ、教育委員の皆様におかれましては、大変ご多用の中、ご出席まことにありがとうございます。また、日ごろから喜多方市の教育の充実のためにご尽力を賜っておりますこと、心から感謝を申し上げます次第でございます。

さて、総合教育会議では、教育大綱の策定に向けた協議を主な議題として、これまで、本市教育の課題の共有から今後必要とされる教育施策の方針等について、皆様方から貴重なご意見をいただきながら協議・調整を進め、前回の大綱素案の提示に至ったところであります。

本日は、前回の大綱に対していただきました貴重なご意見や改善すべき点などを反映させた大綱の修正案をご提示申し上げますので、ご確認を賜りたいと存じる次第であります。そして、皆様のご承認がいただけたならば、本日をもって大綱の成案といたしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上、ご挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

○遠山企画政策部長

ありがとうございました。

続きまして、協議事項に入ります。協議事項につきましては、喜多方市総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、市長のもとで議事の進行をお願いいたします。

○山口市長

それでは、ただいまございましたように協議事項に早速入ります。

(1) 喜多方市教育大綱(案)についてであります。お手元の資料1と参考資料をごらんになっていただきたいと思います。内容について、事務局から説明をお願いします。

○渡部企画調整課長

それでは、「喜多方市教育大綱(案)」ということで、皆様のお手元のほうに資料を配付させていただいておりますので、これに基づきまして私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

前回第3回目のときに、大綱(案)というようなことでお示しをさせていただきました。それで、いろいろな意見をいただいたところでございます。これらの意見を踏まえまして、今回、第4回の修正案ということでお示しするところでございます。

ページをめくっていただきますと1ページ、2ページ目という形になりますが、左側、基本的に奇数ページのほうが、前回第3回の会議のときに提示した案の内容を記載させていただいております。右側が第4回会議修正案ということで、今回、前回の意見等を踏まえまして、新たに皆様のほうにお示しするものでございますので、この第4回会議修正案につきましてご説明をさせていただきたいとい

うふうに考えております。

まず、第3回のときには、「大綱の位置付け」ということで始まってございました。この大綱の位置付けについてはご了解をいただいたところでございますが、市民の方々にこの教育大綱のほうをお示ししたときに、大綱を策定するその経緯、こういったものも説明したほうが市民の皆さんにご理解をいただけるというふうに考えまして、「大綱策定の背景」というようなことで1番目に加えたところでございます。内容につきましては、読み上げて説明にかえさせていただきたいと思っております。

1、大綱策定の背景でございます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地方教育行政法)の一部改正(平成27年4月1日施行)に伴い、同法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針である「国の第2期教育振興基本計画」を参酌した上でその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、地方教育行政法第1条の4第1項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

少しかたい文章ではございますが、こういった形で「大綱策定の背景」というものを加えたいとするものでございます。

2番目、大綱の位置付けでございます。位置付けにつきましては、先ほども申し上げましたように前回の会議の中でご了解をいただいたところではございますが、市の総合計画との関連や今後策定します「喜多方市教育振興基本計画」の位置付け等を説明するということで説明文を加えさせていただきました。その内容でございますが、この大綱は、喜多方市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものです。喜多方市総合計画の基本計画に定める基本方針の達成に向け、教育分野の基本目標、施策の方針を示し、今後喜多方市教育委員会が策定する「喜多方市教育振興基本計画」と連動するものです。

というようなことで、図式は前回のものを記載してございます。左側の「総合教育会議」というところを丸で囲みまして強調した形となっているところでございます。

その表の中の一番下の部分。「喜多方市教育振興基本計画」、ここについても「現在策定検討中」というようなことで文言の整理をさせていただいております。

次ページをお開きください。

第3回目ときには、2番の喜多方市の教育の基本理念となっていた部分ですが、修正案では1項繰り下がりまして、3番で喜多方市の教育の基本理念でございます。このうち、「喜多方市人づくりの指針」、四角囲みになっておりますが、について、[未来を拓く喜多方人]は市民が目指す姿であること。それから、その

下にまたゴシックでございますが、[なかよくたくましく生きる]、これにつきましては、児童生徒が目指す姿であるということで、この説明文をそれぞれ加えさせていただきますところでございます。

続きまして、4番の大綱の期間でございますが、この4番の大綱の期間につきましては、市長、いわゆる首長の任期に合わせてはどうかというようなご意見をいただいたところでございます。また、最上位計画である市の総合計画との整合性、それから、首長の任期の両方を勘案する必要があるのではないかとのご意見等がございました。初めての綱策定のため、現在の総合計画に合致した綱ということ、2年間としたいとするものでございます。今後は、次期総合計画の策定に伴いまして、教育大綱を見直す時点で再度検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

5番目の大綱の基本目標でございます。前回までは4つの目標というようにことで整理をしてございましたが、今回5つという形になっております。

まず、大綱の基本目標につきましても、市民の皆さんにご理解いただけるように内容の説明を加えてございます。

大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられていますが、主として地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や方針を記載します。

本市においては、総合教育会議で市長と教育委員が協議・調整し、以下の施策を推進することとしました。

この基本目標の中では、第3回の会議の中で議論された内容について、1番の心を豊かにする生涯学習の推進では、図書館ですとか美術館などの文化施設の充実を加えてはどうかというご意見がございました。これにつきましては、文化施設も含めた生涯学習関係施設全般と捉えまして、④といたしまして、「生涯学習関係施設の内容充実」を追加したところでございます。

次に、前回のときには、文化財の保護・保存と継承に、地域資源としての活用も加えてはどうかという点と、文化財の保護・保存と継承は、新たに基本目標の柱を加えてはどうかというご意見がございました。これらを踏まえましてこの点につきましては、8ページのほうに記載ございますが、5番目としまして「文化財の保護・保存」というようなことで新たに項目立てをさせていただくこととしたところでございます。内容については、後ほど説明をさせていただきたいというふうに思います。

次に、2番目の生きる力を育む学校教育の推進におきましては、③といたしまして、幼稚園や保育所と小学校、小学校と中学校の連携が強いほど、学習面での効果や学校生活での心の安定等につながることから、この方針を加えさせていただいており、「就学前・小学校・中学校の連携による教育活動の推進」というよ

うなことで追加をさせていただいております。

続きまして、3番目の安心して子育てができる環境整備の推進では、まず①のところで文言の整理をさせていただくとともに、「幼児の子育て環境の整備・充実」と「放課後の対応の充実」という点からご意見が出されました。また、②といたしまして、公立では、来年度から新たに認定こども園の教育、保育が開始されます。幼児の教育については、保護者の関心も高くなっていることから、「就学前教育の充実」を②として加えさせていただいたところでございます。また、放課後児童の対応につきましては、児童館や児童クラブ館及び家庭児童相談員と学校が連携し、情報を共有することにより、さらに児童の安全と安心な子育ての推進につながることから、③としまして、「放課後児童健全育成事業との連携」を加えさせていただいたところでございます。

次ページをお開きください。

4番目の次世代を担う青少年の健全育成の推進におきましては、1番目の心を豊かにする生涯学習の推進に包含できるのではないかと意見も出されたところでございますが、全国的な傾向ですとか、青少年を取り巻く社会環境に課題があるというふうに捉えまして、このまま項目立てをしまして、①といたしましては、家庭・学校・地域社会の連携による健全育成の推進を掲げるとともに、青少年が家庭での暴力や不審者、交通事故、いじめ等により命の危険にさらされることが多発している現状を踏まえまして、特に重要な課題であると捉えまして、「安全の確保」ということで加えさせていただいたところでございます。

また、②といたしまして、近年、幼稚園や学校での問題は、家庭での教育に起因していることが多い傾向にあるというふうに考えられますことから、家庭教育の充実による基本的生活習慣の形成を願い、「家庭教育の充実による基本的生活習慣の形成」というような文言で加えさせていただいたところでございます。

最後に5番目、文化財の保護・保存につきましては、①といたしまして、第3回の会議では、1番の心を豊かにする生涯学習の推進の中にありました文化財の保護・保存と継承に、「地域伝統文化の活用と発展」を加えた形で①とさせていただいております。

②といたしましては、芸術、歴史、文学、自然科学などは主体的な学習活動が重要であり、行政はその活動を側面から支える体制が重要であるというような観点から、この方針を加えさせていただいたところでございます。

このような形で、第3回目の議論を踏まえまして、今回第4回会議修正案ということで皆様のほうにお示しをさせていただきますので、内容等につきましてご協議をいただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

○山口市長

それでは、説明は以上のとおりであります。前回同様、項目一つ一つ、順を

追って確認していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず最初に、大綱策定の背景について、何かご意見ございませんか。

これは、新たに背景を加えさせていただいたということですね。ご意見ありませんか。

○関口教育委員長

関口です。

大綱の背景をこうして入れることは、市民の理解のために、あるいはなぜ大綱を新たにつくるのかという部分では、より理解できるのではないのかなというふうに思いますので、入れたほうがいいのかというふうに私は思います。

○山口市長

特に内容についてはありませんか。（「ないです」の声あり）

今あったとおりであります、ほかにご意見ございませんか。

○芳賀教育長

教育長です。

今関口委員がおっしゃったことと私も同じ考えであります。

ここに背景ということでこういう文言で説明することで、市民の方が、どのような背景があつて大綱策定がなされたかということで、より理解をしていただけるものと思っております。

ただ、文章は少しかためになってはいますが、これはその法律を受けてのことです。ことありますから、これでやむを得ないなと思っております。

○山口市長

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○山口市長

ないようでしたら、大綱策定の背景は、これで了とするということでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○山口市長

ありがとうございました。

それでは次に、2の大綱の位置付けであります。これは、前回はとされたという説明でしたけれども、ただ、大綱の位置付けについて、総合教育のことについてもっと明確にというか、丸で囲んだ説明図のところぐらいですか、今の説明、そうですね。これについてございませんか。大綱の位置付けであります。

それから、この位置付けの下に、「喜多方市教育振興基本計画現在策定検討中」と。前には、これは「喜多方市教育振興基本計画策定中」と。「検討中」にしたのかな。これはいいんですか。この前とちょっと違ったところを、どうぞ。

○芳賀教育長

教育長です。

前は「策定中」となっていましたけれども、そのまま文言を読み取ると、現在作業に取りかかっているというふうな意味合いでありますので、現在そういったことを前提にして、どのようなものにしていったらいいかということで基本計画の前段の部分で今検討しておりますので、そういった意味で「検討中」ということでもあります。

○山口市長

「現在策定検討中」ということにしたんですね。

○芳賀教育長

ただし、これは策定に向けて確実に動き出すということでは間違いありません。

○山口市長

ということでありまして、そのほかご意見ございませんか。

これについては了ということでもいいですか。

〔「はい」の声あり〕

○山口市長

ありがとうございました。

次は、喜多方市の教育の基本理念についてであります。

ご意見ございませんか。これは、この前十分にご検討いただいた内容というふうなことだと思うのですが、3番であります。ありませんか。

それでは、なかったら、内容はこの2つ、[未来を拓く喜多方人]、これは市民が目指す姿を示していますということと、[なかよくたくましく生きる]児童生徒が目指す姿を示していますというこの内容であります。ご確認をお願いしたいと思うのですが、あるいはご意見。なかったら次に進んでいいですか。

〔「はい」の声あり〕

○山口市長

それでは次は、4の大綱の期間であります。このことについては説明あったとおりであります。対象とする期間は、喜多方市総合計画との整合を図るため、平成27年度から同計画の終期である平成28年度までの2か年とするということでもあります。これは異議ございませんか。

〔「はい」の声あり〕

○山口市長

では、次、5であります。5については、内容の説明を加えたということですが、大綱の基本目標であります。ご意見ございませんか。特に、心を豊かにする生涯教育の推進の中での④「生涯学習関係施設の内容充実」、これを加えた。それから、2の生きる力を育む学校教育の推進の中では、③の「就学前・小学校・中学校の連携による教育活動の推進」。これをご意見に基づいて追加をいたしましたということでもあります。それから、安心して子育てができる環境整備の推

進につきましては、②の「就学前教育の充実」と③の「放課後児童健全育成事業との連携」ということで、この2つを追加したということであります。これは、先生方のご意見あるいはご意見の上にそういう提言ございましたので、この2つを追加したということであります。

特に意見ございませんか。

それでは、なかったら次に進んでいいですか。

○芳賀教育長

新たに加えた5の大綱の基本目標の説明でありますけれども、これを付すことによって、大綱の内容がどのようなものになるのかということの基本的な考え方がここに示されていますので、そういう意味では市民の方にも共通に理解していただけるものと思っております。これが示されないと、ある方はもっと具体的な内容にしたらどうだとか、そういったところまで意見が及んでくるんです。今回の改正された法律の中では、ここに書いてありますように、大綱に記載する主な内容については、地方公共団体の長の有する権限に係る目標や方針ということになっていますので、そういったことがしっかりと示されていますので、共通理解が図られるという意味から、これで結構だと思います。

○山口市長

それでは、5の大綱の基本目標はこのようなするということで、ご理解をいただきたいと思えます。

次は、次世代を担う青少年の健全育成の推進であります。これについては、ご意見に基づきまして施策の方針、特に①の「安全の確保」ということと②の「基本的生活習慣の形成」ということをつけ加えて、より健全育成の推進を図るというものを鮮明にしたという内容の説明であります。そのほかありましたらお出しをいただきたいと思えます。これでいいですか。

〔「はい」の声あり〕

○山口市長

それでは、最後になりますが、これが、方針として加えたということで第5、前回は4までだったと思えますが、これも貴重なご意見でありまして、「文化財の保護・保存」ということで方針に加えたということであります。この施策の方針については、2つの内容からなって、それを位置づけたということでありますが、ご意見ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○山口市長

大変貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。特になければ、確認したいと存じますが、この第4回会議修正案を喜多方市教育大綱の成案とさせていただきます。先生方のお考え、これでよろしいか、お伺いいたします。全体でありますけれども。

○関口教育委員長

関口です。

前回のやつもうまく整理をされて修正案出ていますので、全ての項目についてきれいによく整理されたなと思います。

したがって、今回の修正案を成案とすると。そして、本日からということについて、私はよろしいと、それでいいのではないのかというふうに考えます。

○山口市長

ただいまのご意見でございますが、異議ございませんか。

○芳賀教育長

教育長です。

これまでの話し合いの中で各委員から出されましたいろいろな考え、ご意見、それが反映されたものとなっておりますので、これでよろしいかと思います。

○山口市長

ありがとうございます。

ほかにいいですか。

〔「はい」の声あり〕

○山口市長

本当にありがとうございました。

では、第4回会議修正案をもって、喜多方市教育大綱の成案とさせていただきます。

なお、喜多方市教育大綱の公表までの流れであります。市議会の全員協議会において議員各位にご説明を申し上げた後、市のホームページに掲載する形で公表したいと考えております。この進め方について、何かございませんか。

○芳賀教育長

教育長です。

公表することになるのですが、今のような方法で結構だと思いますが、つけ加えていただければ、市民の広報ありますね。広報等にも掲載させていただいて、それで周知していただければありがたいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山口市長

委員の皆様、いかがですか。全員協議会での市議会のほうへ説明、それから、市のホームページ。そのほかに、並行して広報掲載というご意見あったのですが。これはいいですか。

○関口教育委員長

関口です。

その3点でいいかなというふうに思いますけど、このページ数からいくと、市の広報に1回で載せるのはなかなか大変かななんて思ってますけれども、市の広

報にできれば載せて市民にお知らせしていただければ幸いです。

○山口市長

それでは、広報についてのご意見であります、これは大丈夫でしょう。要約するとまた、行ったりきたりしても困りますので、これは大切な内容でありますので、課長。

○渡部企画調整課長

広報のほうにつきましても、記載方法を工夫するなどして調整をさせていただきたいというふうに思います。

○山口市長

それでは、広報に掲載するというご理解をいただきたいとします。

○芳賀教育長

今、課長から工夫ということでお話いただきましたけれども、そのような線をお願いします。多分、一括では無理だと、1回掲載では無理だと思います。場合によっては要点を取り出しての掲載というような方法もあるかと思うので、その辺の周知の仕方について、いろいろよろしくお願いします。

○山口市長

これは広報ですから、あんまり議会議員の説明とホームページに掲載する時間のずれがないようにしたほうがいい。あんまりおそくなってもあれだから。その辺のタイミングに気をつけてひとつ、事務局。

それでは、そのように進めさせていただくということでご理解いただけるかどうかお諮りをいたします。全体も含めて。

〔「はい」の声あり〕

○山口市長

それでは、そのような形で進めさせていただきます。

以上で協議事項は終了いたしましたわけですが、委員の皆様におかれましては、おかげさまをもちまして教育大綱の成案を得ることができましたことを改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうに交代いたします。

○遠山企画政策部長

ありがとうございました。

それでは、その他に入りたいと思います。

せっかくですので、皆様から何かございましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○遠山企画政策部長

なければ、以上をもちまして第4回喜多方市総合教育会議を閉会といたします。慎重なご協議、大変ありがとうございました。

○山口市長

本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。また、よろしくお願いします。